

謹啓 御慶盛之段奉大賀候  
陳者 卒次の次第に御座候へ共從來當港米利堅波止場乃至中税關波止場等に碇泊致候小森汽船に對する專屬の設備無之候爲め各船に於ては法相違及なる事を承知しながらも不得已灰燼を海中に投棄致居り其間稀には水上票の警官に發見告發せられて該船々長は左記法規の下に罰金刑に處せられたる實例も有之甚だ遺憾に存候而已ならず長年月の間同所に投棄し來りたる結果殊に繋船所附近は水深著しく淺くなり此處放任し置かば遂には繋船も不可能に到らんとする状況に有之候

開港々々則

第十三條 港界内に於て灰燼、荷足、炭燼、芥原等を海中に投棄すべからず  
何船船にても港に寄る一切の物料を海中に投棄し又は意慢に依り脱落せしめたる時は港長より其官船令に接せば該船船に於て之れを除去すべし若し取除かざるに於ては港長は該船船の費用を以て之を取り除かしむる事を  
得  
第十八條 本則の規定を犯したる時は貳圓以上貳百圓以下の罰金を處す  
開港々々則施行細則  
第九條 動物の死體、灰燼、芥原等を取てんとする船舶は港務局に於て承認したる船舶を使用すべし

上述の事項に關し水上者にては調査中の折損本會に於て小森汽船專屬の廢船を常設し以上記の弊害を除き致し度旨を水上警察に港務部に出席致候處適當の施設と認められ左記寫しの通り許可に相成り料金を營利事業に無之候故に收支相償ふ程度を具帳り認可を得て本月一日より就業致事と相成候に就ては御速達には候へ共御所有の小森汽船に對する料金は毎月未だ差上候集配人に御支拂方御承諾度下度右御依頼申上候 草々敬具  
尚ほ本會は神戶港内に従業する小森汽船、發動機船の船長、機關長、を正會員とし御注意被下様の事御座候はゞ御教示被下度來懇願候

一本會々員は各自々重以て品位を高め規約を嚴守し會員互に協力一致して諸般の弊害を矯正し信用を保持し且つ相互の親睦を計るものとす  
一本會は特に會員と船主との間に立ち努めて相互の便宜を計り殊に會員の裁判事項其の他争議を生じたる場合は調停に解決を告ぐる事に努むべし  
以上

扇港海員廣愛會

會長 齋藤 千次郎

大正九年十月一日

殿